

府中市告示第49号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づく環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）第2条の規定により、市長が指定する騒音に係る環境基準を適用する地域及びその地域の類型による区分は、次のとおりとする。

関係図面は、府中駅北第2庁舎7階環境安全部環境政策課事務室に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成24年4月1日

府中市長 高野律雄

1 環境基準を適用する地域

府中市の区域

2 平成10年環境庁告示第64号に基づく地域の類型による区分

地域の類型	該当地域
A	都市計画法第9条第1項から第4項までに定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びにこれらに接する地先及び水面
B	都市計画法第9条第5項から第7項までに定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び都市計画法第8条第1項第1号の規定により用途地域の定められていない地域並びにこれらに接する地先及び水面
C	都市計画法第9条第8項から第11項までに定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先及び水面